

装官監第60号  
27.10.1  
一部改正 装官監第9486号  
30.7.4

長官官房総務官  
長官官房人事官  
長官官房会計官  
長官官房監察監査・評価官  
長官官房各装備開発官 殿  
長官官房艦船設計官  
各 部 長  
施設等機関の長  
各地方防衛局長

防衛装備庁長官  
(公印省略)

防衛装備庁の調達業務等監査規則について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

## 防衛装備庁の調達業務等監査規則

### 第1 目的

この規則は、防衛装備庁の装備品等（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第13号に規定する装備品等をいう。以下同じ。）の開発並びに調達、補給及び管理、役務の調達並びに装備品等の研究に関する業務（防衛省設置法第31条第3項の規定により防衛装備庁長官の指揮監督を受ける地方防衛局の事務を含む。以下「調達業務等」という。）の監査（以下単に「監査」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 監査

監査は、調達業務について、その実態を把握し、これが適正かつ効率的に行なわれるよう是正指導し、もって、業務の改善及び能率の増進に寄与することを目的とする。

### 第3 監査実施体制

防衛装備庁長官（以下「長官」という。）は、長官官房監察監査・評価官及び同官付の職員のうち、監査を行う職員（以下「監査官」という。）を指名し、監査を行わせるものとする。

- 2 監査を担当する長官官房審議官は、監査について総括整理する。

### 第4 監査の方法

監査官は、第5に定める監査実施計画に基づいて監査を行う。ただし、長官が特に必要と認める場合は、監査実施計画に基づかない監査を実施することができる。

- 2 監査官は、監査を実施するために必要な限度において、被監査機関の職員に対し、書類若しくは物件の提示を求め、又は当該職員に質問し、若しくは説明を求めることができる。
- 3 被監査機関の職員は、監査官の実施する監査に協力しなければならない。

### 第5 監査実施計画

長官官房審議官は、年度ごとの監査実施計画を定め、当該監査実施計画に係る年度の前年度の3月末日までに、被監査機関の長に通知するものとする。

- 2 前項の監査実施計画には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 監査目的
  - (2) 監査対象機関
  - (3) 監査実施期間
  - (4) 監査対象期間
  - (5) 監査項目
  - (6) 監査方法

### 第6 監査官の遵守事項

監査官は、職務上知り得た事項をみだりに他人に漏らし、又は自ら窃用してはならない。

## 第7 緊急事態の処置

監査官は、監査の実施中において、著しく違法又は不当な事項があると認めるときは、直ちに長官官房審議官に報告し、その指示を受けなければならない

- 2 長官官房審議官は、前項の報告を受けた場合においてその事実が特に重要であると認めるときは、長官に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 前2項の規定により指示を受けた者は、遅滞なく所要の処置をとるとともに、その結果を長官官房審議官又は長官に報告しなければならない。

## 第8 監査結果の報告

監査官は、監査を終了したときは、遅滞なく、意見を付して当該監査の結果を長官官房審議官に報告するものとする。

- 2 長官官房審議官は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該監査結果の概要（重要又は異例に属する事項に限る。）を長官に報告するものとする。

## 第9 監査結果に基づく措置

長官官房審議官は、監査結果を被監査機関の長に通知するものとする。

- 2 第8第2項に係る報告を受けた長官は、必要に応じ、監査結果に基づき、是正又は改善を必要と認める事項について、被監査機関の長に対し、必要な指示を行うものとする。
- 3 被監査機関の長は、監査結果及び前項の指示に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

## 第10 委任規定

この規則に定めるもののほか、監査の実施に関し、必要な事項については、長官官房審議官が定める。